

TOPICS

長浜市男女共同参画行動計画（素案）にご意見を

誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざして、施策を総合的・計画的に推進するため「男女共同参画行動計画」（素案）を策定しました。

概要をお知らせしますので、みなさんのご意見をお聞かせください。

【2つの基本目標と7つの基本施策】

◆基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

- 基本施策
- ①男女の人権の尊重
 - ②生涯にわたる男女平等教育の推進
 - ③意識改革のための啓発・情報提供
 - ④政策・方針決定の場への女性の参画促進

◆基本目標Ⅱ 仕事と生活が両立できる環境づくり

- 基本施策
- ⑤家庭・地域社会への男女共同参画の推進
 - ⑥働く場における男女共同参画の推進
 - ⑦子育てにおける男女共同参画の推進



【募集期間】4月1日（火）～4月30日（水）

【資料の閲覧場所】人権施策推進課、各支所地域調整課、長浜市ホームページ

【意見の提出方法】住所、氏名、連絡先電話番号を明記の上、窓口持参・郵送・FAXまたはEメールで下記までご提出ください。様式は自由です。

【提出・お問い合わせ先】〒526-8501 高田町12-34 長浜市人権施策推進課 (☎6560 / FAX6013)
Eメール: jinken@city.nagahama.shiga.jp

- ③環境づくり分野
- スポーツ支援環境の整備
 - スポーツ施設の整備・充実
 - 指導者の養成・確保
 - 競技力向上の支援
- ②ひとづくり分野
- 学校体育・スポーツ
 - 学校教育活動全体を通じての指導の充実
 - 教科体育の指導の充実
 - 運動部活動の活性化
- ①まちづくり分野
- 地域における生涯スポーツ
 - 総合型地域スポーツクラブの設立・育成
 - 健康づくりと交流の充実

市では、昨年実施したアンケート結果と子どもの体力の低下や高齢者の健康問題などの課題を踏まえ、市民の豊かなスポーツライフを実現していくため、今後10年間（平成20年度～平成29年度）のスポーツ振興の考え方や方向性を示した計画を策定しました。

具体的には、次の3つの分野で取り組みを進めていきます。

総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者までが、興味や関心、適正に応じ参加でき、楽しめる地域のクラブのことです。



全国ミニバスケットボール大会に出場された「長小ツインスターズ」の練習風景

アンケート結果（主なもの）
運動不足を感じている人 79%
週1回以上行っている人 31%
スポーツを行いたい人 71%
※詳しくは市のホームページで

長浜市スポーツ振興計画策定
めざせ！週1回以上スポーツする人、2人に1人！

お問い合わせは、生涯学習スポーツ課（☎8787）へ。

TOPICS

景観条例が施行されました

～届出制度が9月からスタートします～

長浜市らしく美しい景観は、市民共通の財産であり、次代に引き継いでいく必要がある大切なものです。このため、市は「景観行政団体」となり、景観計画を策定するとともに、条例を制定しました。

●景観計画、景観条例とは？

景観計画

景観づくりの基本方針のほか、景観に配慮いただく項目などを定めています。なお、計画では自然景観やまちなみなどの周囲の環境との調和を図るため、高さ制限（一部の区域）や色彩などの基準（景観形成基準）を設けています。

景観条例

届出が必要となる行為やその手続きなどを定めています。

●計画や条例の概要

○計画では、市全域を対象区域とし、一定規模以上の建築物や工作物を設置・修繕・移転するときに、景観形成基準に適合しているか確認しますので、あらかじめ届出いただくことになります。

○市民の誇りとなる優れた景観を有する地域や、風格のある良好な景観を創造する地域な

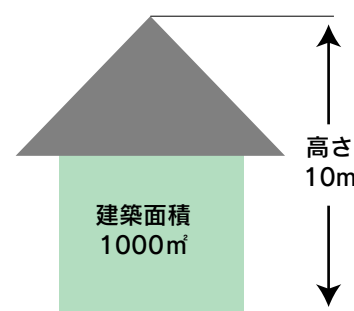


○景観上特に重要な建物や樹木は、景観重要建築物や景観重要樹木として指定し、保存・保全していきます。

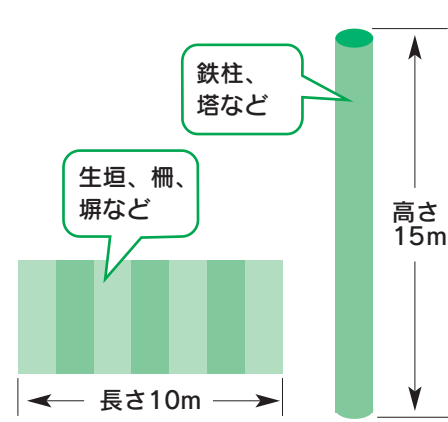
●届出が必要な主な行為

（対象は市内全域）

○建築物を新增改築や移転するときで、次のいずれかの規模を超えるもの

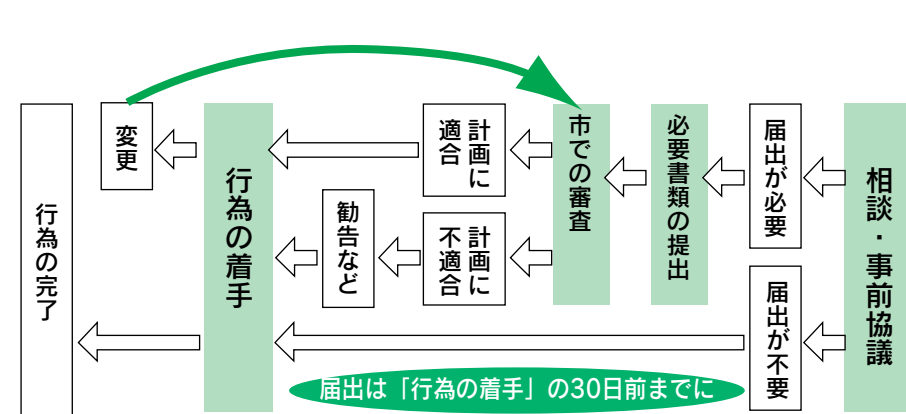


○垣、柵、塀、門、鉄柱、塔などの工作物を新增改築や移転するときで、次の規模を超えるもの



※景観形成重点区域では、より小規模のものから届出が必要です。

●届出の方法



お問い合わせは、市都市計画課（☎6541）へ。

届出が必要となるのは9月16日以降に取り組まれるものです。ただし、書類は行為を行う30日前までに提出する必要がありますので、余裕をもって相談ください。